昭和52年8月27日制定

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成17年5月1日

平成28年4月1日施行

令和2年6月21日

令和4年9月1日

いわき市中央卸売市場仲卸業務許可基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場における仲卸業者の業務許可について、いわき市中央卸売市場業務条例(昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。)第18条、いわき市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和52年いわき市規則第30号)第18条及び第19条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

- **第2条** 仲卸業者の業務の許可を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。
 - (1) 原則として、いわき市内に住所を有する者
 - (2) 申込者の取扱品目の部類が、青果部に属する場合にあつては青果及びその加工品の販売業務 に引き続き5年以上、水産物部に属する場合にあつては水産物及びその加工品の販売業務に引き 続き10年以上の経験を有する者
 - (3) 申込者が法人の場合にあつては、業務を執行する役員の過半数が、第1号及び第2号に該当する者

(許可基準)

第3条 市長は、仲卸業者の業務を許可するに当たつては、仲卸業務を遂行するのに必要な資格要件 等の書類審査及び実態調査を行い、条例第73条の2に規定する市場取引委員会の意見を聴取しなけ ればならない。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則 (昭和55年7月1日)

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則 (昭和62年9月14日)

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(昭和62年いわき市条例第36号)の施行の日から実施する。

附 則 (平成17年5月1日)

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則(平成28年4月1日施行)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年6月21日)

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則(令和4年9月1日)

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。